

# 法科大学院入学前の既修得単位の認定について

本学若しくは他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として履修した授業科目について修得した単位を含む。）又は外国の大学の大学院において学修した成果を、本研究科法律実務専攻の単位として認定を希望する者は、下記要領により**4月3日（金）【厳守】**までに必要書類を学事担当あてに提出願います。

## 記

### <認定要領>

法学研究科規程第 22 条に定める入学前の既修得単位の認定については、以下の要領で実施する。

#### 【認定要件】

本学若しくは他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として履修した授業科目について修得した単位を含む。）又は外国の大学の大学院において学修した成果を、本研究科法律実務専攻の単位として認定することがある。

#### 【認定単位数】

- （１）認定の上限を 32 単位とする。
- （２）3 年課程入学者のみを対象とする。
- （３）対象科目は、以下のとおりとする（入学年度学生便覧を確認すること）  
基礎プログラム科目（ゼミ科目を除く）、深化プログラム科目（ゼミ科目を除く）、先端・発展プログラム科目のうち司法試験選択科目  
但し、臨時開講科目は認めない。
- （４）認定科目及び評価は法科大学院教員会議において決定する。
- （５）認定した科目については、履修登録を要しないものとする。

#### 【申請の手続き等】

既修得単位の認定を受けようとする者は、入学した年度の第 1 学期の指定する日までに次の書類を法学研究科・法学部学事担当へ提出するものとする。

- （１）既修得単位認定申請書（本研究科所定の用紙）
- （２）修了証明書又は退学証明書（在学期間を記載したもの）
- （３）成績証明書
- （４）在籍した大学のシラバス（授業内容が記載されたもの）

令和 8 年 3 月  
法学研究科・法学部学事担当